

聖籠町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月13日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町条例第2号

聖籠町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年聖籠町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。